

特定疾病療養制度について

○ 公立学校共済組合

 給付班(短期給付)

022-211-3676

組合員又はその被扶養者が、長期にわたって高額な医療費が必要となる以下の疾病（特定疾病）で療養を受けている場合、共済組合が発行する「特定疾病療養受療証」を保険医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額まで軽減されます。

特定疾病	自己負担限度額	提出書類
人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全	標準報酬月額が53万円以上 20,000円	特定疾病療養認定申請書※ 様式については、給付班（短期）にお問合せください。
	標準報酬月額が53万円未満 10,000円	
血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性凝固第Ⅸ因子障害（血友病）	10,000円	
抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）	10,000円	

※ 組合員期間中に初診日のある病気・ケガの場合、要件を満たすと障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金については、症状や程度によって事例が異なりますので、給付班（長期）にお問い合わせください。